

荷量が増加する年末の繁忙期において、偏荷重が生じない積付けや、荷にロープまたはシートをかける等の固縛を正しく行い、安全な輸送の確保を徹底させる。

#### (11) エコドライブの推進

燃料の使用量を削減し、CO<sub>2</sub>及び排出ガスの低減を図ることは、業界に課せられた命題であり、また、一層の事故防止を図る観点から、エコドライブを徹底させる。

#### (12) 運輸安全マネジメントの徹底

輸送の安全確保が最も重要であるという意識を経営トップから現場の運転者まで浸透させるため、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう安全意識の高揚を図る。

#### (13) 安全意識の高揚

経営者は、社会的責務を自覚し、「安全を最優先する」という経営理念と、「絶対に事故を起こさせない」という信念を持って、各事業所の事故防止対策の徹底を図る。

運転者は、常に適正な速度、車間距離を保つなど、安全走行を徹底する。また、交通法令の遵守はもちろんのこと、プロドライバーとしての使命と自覚を持って、一般ドライバーの模範となるよう、常にやさしさと思いやりのある運転を心掛ける。

#### (14) 輸送品質・サービスの向上

運転者は、荷扱いに一層の注意を払い、毀損等の貨物事故の防止を図る。また、常に笑顔と誠意をもって顧客等に接するとともに、言葉遣いや態度を明快にし、親切、丁寧に対応するよう輸送サービスの向上に努める。

### 6. 実施要領

前項の「実施事項」を確実に効果的に実行するため、それぞれ次の要領により実施する。なお、国土交通省が年末年始に行う安全総点検への協力を行うものとする。

#### (1) 全ト協

- ① 広報とらっく、ホームページ、ラジオ、業界紙等を活用し、本運動の趣旨、実施計画等を全事業者に周知する。
- ② 各都道府県トラック協会からの推薦に基づき本運動に功績のあった事業所及び従業員を表彰する。

#### (2) 各都道府県トラック協会

- ① 関係委員会または会議等の開催により、本運動の具体的推進要領を決定する。
- ② 協会独自の企画によるポスター、垂れ幕、立看板等の作成、掲出、並びに機関紙（誌）、ホームページ等を活用して本運動の広報を行い、会員事業者に対し周知を図る。
- ③ 事業者、管理者、運転者等に対し、それぞれの研修会、講習会等の実施に努める。
- ④ 荷主等との協議の場をできるだけ設け、本運動に対する荷主への理解と協力を求める。
- ⑤ 適正化実施機関を活用し、本運動を徹底させる。
- ⑥ 本運動に功績のあった事業所及び従業員に対し、全ト協が表彰を行うため、被表彰者を推薦する。  
(推薦の細部については別途連絡)

#### (3) 事業所

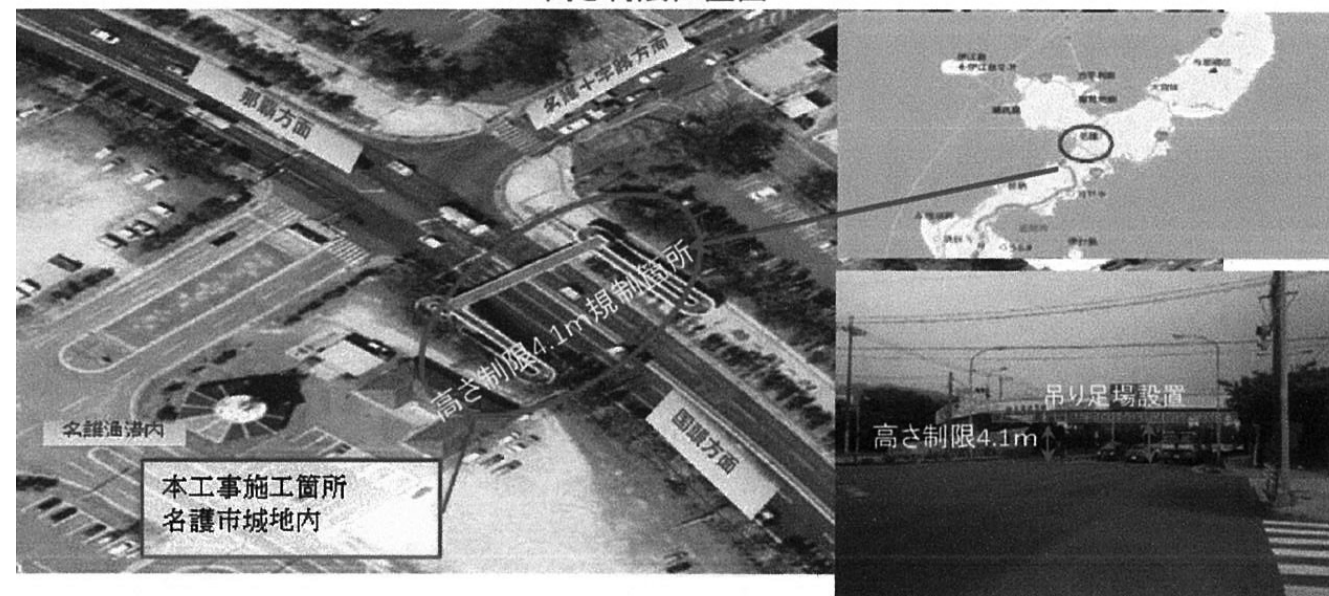
- ① 自社広報紙等の利用、あるいは配布された、または自社作成のポスター、垂れ幕、立看板、腕章、リボン等により、従業員に対し本運動の実施事項を徹底し、一層の事故防止と輸送品質の向上を図る。
- ② 安全対策を検討する際は、全ト協が制作した各種マニュアル等の啓発物を積極的に活用する。  
<全ト協ホームページ>  
URL [http://www.jta.or.jp/member/pf\\_kotsuanzen/kotsuanzen\\_ichiran.html](http://www.jta.or.jp/member/pf_kotsuanzen/kotsuanzen_ichiran.html)
- ③ 従業員に対し必要な教育、現場指導を行い、また、トラック協会が行う研修会、講習会等に必要従業員を積極的に参加させる。
- ④ 安全会議を開催する等、本運動及び関係行政機関の発出する安全に関する通知等の徹底を図る。

以上

## 一般国道58号 平成29年度城歩道橋補修工事 歩道橋高さ制限（高さ4.1m超）通行禁止のお知らせ

※ 一般国道58号(上下線) 名護市城において平成29年度城歩道橋補修工事のため、歩道橋の高さ制限(高さ4.1m超)を設け、作業を行うため特殊車両及び高さ制限を超える車両は、迂回をお願いします。

高さ制限位置図



※規制内容: 高さ制限4.1mを超える特殊車両及び高さ制限を超える車両は、通行禁止

※規制期間: 平成29年11月7日～平成30年1月15日まで(終日規制)

【一般国道58号城歩道橋高さ制限の為、迂回をお願い】

#### お問い合わせは

北部国道事務所管理第一課 ☎0980-52-4350  
北部国道事務所名護維持出張所 ☎0980-52-0165  
施工業者: 有限会社 マルキ建設 ☎0980-52-1996(本社)  
現場代理人: 比嘉 清貴